

## 第 8 回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年6月30日（水）17:00～19:00

場所：国土交通省 10 階共用会議室

※：木原委員、久保委員、重田委員、鈴木委員、来海委員、東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員、秋山委員が追加意見発表資料に基づき意見発表を行い、事務局から関連データ等の説明を行った後に、意見交換を実施

## &lt;意見交換&gt;

## ○齊藤委員

- ・来海委員の意見発表において、「一部の問題のために全体に一律に規制することは問題」との指摘があったが、現状において違反建築物は全体の一部であり、この論法だと、建築確認すら不要となってしまう。

## ○来海委員

- ・大前提として、適判がいらないとは言っていない。耐震偽装による欠陥分譲マンションの問題は十分認識しており、必要なものを規制することには賛成だが、適判により分譲マンション以外の建築物に問題が生じている。適判を受けているか否かを開示する仕組みにできないか。この仕組みにより、マンションの建築主は適判を進んで受けることとなる。また、生産系の建築物については、1日でも早く土地の価値を生かす必要があるので、例えば、構造設計一級建築士等の技量を持った者が設計をすれば、適判を免除できる仕組みとできないか。これらにより、安全性・経済性ともに担保できるのではないか。

## ○齊藤委員

- ・一般市民が、適判を受けるべきか否かを判断することは困難である。

## ○鈴木委員

- ・伝統的建築物については、限界耐力計算を行う必要があるが、建築主事・民間確認機関において、建築確認を受理してくれないことがある。限界耐力計算を行っている伝統的建築物の建築確認の受理状況について調べてほしい。また、国土交通省も指導すべき。

## ○事務局

- ・限界耐力計算を行っている伝統的建築物の建築確認の受理状況について調査します。

## ○齊藤委員

- ・木原委員の意見発表において、「建築主体と所有者が同一である事務所、工場等について審査を簡素化すべき」との指摘があったが、これは何故か。

## ○木原委員

- ・建築主体と所有者が同一の建築物については、自己責任によることができる。学校等の自己責任によることができない建築物については、第三者審査があつて然るべきである。

## ○齊藤委員

- ・自己責任は分かるが、建築物は社会的存在であり、周囲に影響を及ぼすものである。建物が倒壊し、道路を閉塞することも想定される。従って、自己所有であれば簡素化できるとはならないのではないか。

## ○木原委員

- ・現在の日本は成熟社会に向かつており、国からの規制に依存せず、自己責任を全うできる

環境にある。自己所有の建築物については、自己責任として建築基準法の基準を満たせばよいのであり、質の低いものができることにはならない。

#### ○齊藤委員

- ・その考え方であれば、建築確認自体不要となる。

#### ○木原委員

- ・建築確認はどのような建築行為が行われるかを把握し、法適合を確認するために必要である。しかしながら、資格者が責任をもって建築物の性能を担保する仕組みもあって然るべきである。

#### ○齊藤委員

- ・現在は、資格者をそこまで信頼できる状況にはない。まだ法改正から2, 3年しか経過しておらず、資格者を信頼できるかを見定めるべき。
- ・適判においては、「不要な多数の指摘を受ける」とのことだが、これについて審査側はどういう認識か。

#### ○岡和田委員

- ・適判審査を行っているが、大部分は耐震性に問題がないものである。しかしながら、問題のあるものが1割でもあると大変であり、それをなくすために適判審査を行っている。枝葉末節な指摘もあるが、それについても最終的には法適合を確認することにつながっているものである。

#### ○高野委員

- ・資料8に掲載している物件は、平成22年1月以降に確認済証が交付された物件で確認に長期間を要したものであり、例外的なものとして認識してもらいたい。また、指摘内容について、「構造安全上重要なもの」と「重要でないもの」との分け方については、提出者それぞれの判断によるものである。

#### ○東條委員

- ・設計側も同じ感想であり、審査側・設計側の立場の違いが結果に出ていると考えている。

#### ○三栖委員

- ・耐震偽装を契機とした建築確認等の厳格化については、①適判制度の創設、②構造設計一級建築士による法適合チェック義務付け、③瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力確保措置の義務付け、の3段階であったと認識している。従って、3つとも施行された段階で、簡素化を検討することは当然である。第三者性については、確認機関で担保されており、確認機関において適判は実施可能と考えている。一元化出来れば、確認機関による確認と適判の全体の審査期間のコントロールもし易く、大幅な短縮が期待出来る。また確認と適判に関する審査側への説明の重複が避けられるなど設計者側の審査への対応も合理化され、同時に確認が下りる時期も読みやすくなる。建築主に着工の時期を明確にできないことは、建築士として致命的である。

#### ○久保委員

- ・適判の趣旨は、専門家が第三者性をもって評価するものであり、これを満たせば、確認機関と同一機関であることを排除しない。

#### ○深尾座長

- ・久保委員の意見発表において、「適判の対象は、メカニズムを設定する構造設計である」との指摘があったが、「メカニズムを設定する構造設計」の評価については、図面・計算

書のみで行えるものなのか。

#### ○久保委員

- ・適判は、専門性の高い設計行為を同等な立場で評価を行える能力を有した第三者が評価するものである。ルート1のように壁量で見る専門性のないものは説明不要だが、メカニズムを設定する構造設計は説明が必要となる。

#### ○三栖委員

- ・設計内容を図面と計算書からのみで理解するのは限界がある。どういう考え方で設計しているかについて、申請者が説明し審査側が理解することが必要であり、これには相当の時間がかかる。この説明を一度で済ませれば、審査期間が短縮される。建築確認と適判を同一機関で行えることとしてほしい。

#### ○細澤委員

- ・構造設計は、設計者により設計の考え方が異なるため、判定員は、評価にあたりその考え方を理解する必要がある。
- ・細かな技術基準があることにより、判定員から細かな質問が出てくる。

#### ○久保委員

- ・私は理念的な意見を述べており、細澤委員の意見は実態論である。
- ・技術基準の整備のための体制整備については行うべきであり、国でやるべきとの意見や公益的機関でやるべきとの意見など色々な意見があるだろうが、産官学一体で皆が参加できる仕組みづくりを検討すべきである。

#### ○谷合委員

- ・「確認機関において適判もできるようにすべき」とのことだが、適判の趣旨が確認機関とのダブルチェックだとすると、つきつめると、適判はいらないということになってしまうが、久保委員はどう考えるか。

#### ○久保委員

- ・審査の技術能力があり、第三者性があれば問題はない。現状において、確認機関は適判機関が実施する審査に踏み込んでおらず、実質的にはダブルチェックとなっていないのではないか。

#### ○深尾座長

- ・実態として、能力のない確認機関については、現状においても、ダブルチェックとはなっていないこととなる。単純にダブルチェックをすべきかそうでないかという問題ではない。

#### ○谷合委員

- ・確認機関によるチェックが不十分なケースがあったことを踏まえ、適判には、確認機関と適判機関によるダブルチェックの意味合いも含まれているため、確認機関と適判機関とのダブルチェックについては、堅持すべきと考える。具体の検証を行うべき。

#### ○斉藤委員

- ・平成18年の法改正審議時においては、「現行の審査体制では実質的には困難」であることを、適判制度の導入理由としており、確認機関において適判を実施できる人員・体制等が整備されているのであれば、ワンストップ化は可能と考える。従って、確認機関における人員・体制等の検証が必要である。能力のないところは、適判機関を利用すればいい。必ずしもダブルチェックが必要とは思わない。

### ○谷合委員

- ・事務局提供資料において、政府参考人の国会答弁として、「同じ確認物件について、同じ機関が建築確認と適判の両方を行うことは、制度の趣旨に照らして不合理」とあり、これは重要な論点と考える。

### ○秋山委員

- ・適判は低層住宅も対象となっている。住宅は個人のものであり、また戸数が多く、審査期間が長くなることによる影響が大きい。適判対象の高さ 13 メートル、軒高 9 メートルについては、技術的に議論すべき。

### ○久保委員

- ・規模については、設計論ではなく、社会的なコンセンサスによるものである。技術基準の見直しの場で議論することについて異論はない。

### ○齊藤委員

- ・実態として、建築確認と適判とはダブルチェックとなっているのか。特定行政庁においても、適判機関がやっている計算をやっているのか。

### ○脇出委員

- ・「再計算を行っているのか」との質問であれば、基本的にやっていない。再計算については、適判機関のみで行っている。

### ○齊藤委員

- ・それは、適判の趣旨に合致しているのか。合致しているのであれば、ダブルチェックの趣旨と整合しているのか。

### ○事務局

- ・適判は、建築確認とのダブルチェックであり、かつ、建築確認の補完でもある。建築主事等と適判機関とがダブルで確認している部分と、適判の結果に基づいて建築主事等が最終的な審査を行う部分とがある。

### ○深尾座長

- ・資料 8 の審査期間が長い事例は公共建築物が多いが、公共建築物は、年度内に工事を完了させなければならない等の制約があり、設計に係る期間が延びると、施工期間が短くなり、突貫工事となってしまう。このように、審査期間が長くなることによる影響は経済的損失だけではない。

### ○来海委員

- ・久保委員の意見発表における「メカニズムを設定する構造設計」とは、資料 9 の 4 ページの表に該当するという認識か。

### ○久保委員

- ・設計に高度な判断をとともなう保有水平耐力計算、限界耐力計算、ルート 2 - 3 という専門性の高い設計行為のことであり、審査項目のことを言っているのではない。

### ○来海委員

- ・資料 9 の 4 ページの表に「建築主事等が最終的な審査を行う」とあるが、基本的に再計算は特定行政庁においては行っていないのであれば、審査における適判機関の責任はどういうものとなるのか。

### ○事務局

- ・適判の結果に基づいて最終的な審査は建築主事等の責任で行うこととなる。建築主事等と適判機関は委託関係にあり、両者の間においては責任関係が存在する。

### ○来海委員

- ・建築主事等は、適判機関で十分に審査が行われたかについて吟味しているとの認識か。

### ○脇出委員

- ・適判機関からの審査結果通知の確認と併せて適判機関と設計者との質問のやりとり等の記録をみて、問題ないと判断したものについて建築確認を下ろしている。

### ○来海委員

- ・資料9の4ページの表によると、仕様規定の確認、図書の整合の確認等を建築主事等が行い、再計算等を適判機関が行い、最終的な審査を建築主事等が行うこととなっており、ピアチェックといいながら、役割分担ができていないのではないか。

### ○脇出委員

- ・本表のとおりであり、一定の役割分担ができていないと認識している。

### ○斉藤委員

- ・資料8の実態調査の結果では、審査側、申請者側のどちらを信頼すればよいか分からない。同一物件で審査側、申請側双方の意見を聞く等により、日数がかかった理由をもう少し詳しく調査することが必要である。

### ○深尾座長

- ・確認機関において建築確認をどのように行っているのかについての実態の調査を事務局にお願いします。

### ○高野委員

- ・通常、適判に要する期間は20日程度であり、適判により審査期間が長期化しているのではない。また、6/1からは、運用改善により並行審査が可能となっているので、今後審査期間が短縮化される。
- ・小規模な建築物に係る適判の対象範囲の見直しはやった方がいいと考えている。ルート2を全て適判の対象とすべきかについては議論がある。

### ○斉藤委員

- ・三栖委員から、「施主に着工の時期を言えない」との意見があったが、法定期間はそのようなことが起こらないためにあるのではないかと認識している。

### ○三栖委員

- ・資料8の実態調査の結果から分かるように、図書の不備により審査できない、追加説明資料を要求される等の理由により、実際に法定期間を超えている物件が数多くある。
- ・また、確認機関においてどの程度構造審査ができるかという実態調査を行うと言っているが、適判機関としての指定も受けている確認機関については、既に適判を行う体制は整備されており、実態調査に意味があるかは疑問である。

### ○細澤委員

- ・審査側の作業期間が問題である。審査員によって、指摘事項が異なり、また、事前審査に時間がかかっている。着工が遅延することは、施主に対して説明できない。

## ○深尾座長

- ・適判の対象範囲の絞り込みを検討する前提として、特定行政庁・民間確認機関が構造計算等に関し、どこまで審査を行えるのかの実態について調査の上、報告していただきたい。また、意見の絞り込みに向けて、本日の議論を踏まえて、適判制度に係る意見整理をしてもらいたい。
- ・次回（8月5日開催）は、委員からの追加意見発表はなしとし、事務局の整理した資料等に基づき意見交換をすることとしたい。
- ・次回の第9回検討会の後、意見の整理に一定の時間を頂きたい。日程調整は事務局から連絡させていただく。